



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年2月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

空港用化学消防車 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成18年3月31日

(4) 納入場所

長野県松本空港管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 仕様についての問い合わせ先

長野県企画局交通政策課

電話 026 (235) 7019

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年3月30日 午後5時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月31日 午後2時00分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに2の(3)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出しなければなりません。この場合において、開札日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結等

本件入札に係わる契約の締結については、長野県議会の議決に付さなければならないので、落札決定後、売買仮契約書を作成するものとし、長野県議会の議決があったときに、その契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなします。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Aircraft Rescue and Fire Fighting Vehicle(6,000 liter Class),1 set

(2) Delivery date: March 31, 2006

(3) Delivery place: Nagano Prefecture Matsumoto Airport
Administrative Office

(4) Contact place for information about the tender;
description / conditions / and other inquiries:

Property Administration Division, General Affairs
Department

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City
TEL 026-235-7079

(5) Time limit and delivery place for the tender (including
by mail) :

Time: 5:00 PM March 30, 2005

Place: Property Administration Division, General

Affairs Department
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City
380-8570 JAPAN

- (6) Time and place for the bid opening:
Time: 14:00pm March 31,2005
Place: 2F Bidding Room, Nagano Prefectural
Government Main Building

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年2月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
教室用木製机・椅子の製造の請負 180セット
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成17年3月25日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みません。）

ア 日時 平成17年2月28日 午後5時00分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月1日 午前11時00分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年2月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
信州型養護学校用木製机・椅子の製造の請負 148セット
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成17年3月25日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
ア 日時 平成17年2月28日 午後5時00分
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年3月1日 午前11時30分
イ 場所 長野県庁 本館入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年2月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年1月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 葵代行サービス
- 3 代表者の氏名
諏訪和也
- 4 主たる事務所の所在地
松本市清水2丁目1番8号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自動車の運転やコンピューターによるデータ入力に代表される日常生活に必要な行為を、高齢者及び障害者や在日外国人就労者や在日留学生に対して、代行する事業を行い、活発な社会参加を促し、健康で活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年2月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年2月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 やまたみ
- 3 代表者の氏名
石塚聡実
- 4 主たる事務所の所在地
松本市横田4丁目27番地22号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県の山岳地帯の自然・歴史といった地球資源を再認識し、自然の保全と持続的利用を図り、自然を求め訪れる人々との交流を通じて地域の活性化、観光振興に寄与する。また、国内有数の山岳地帯の厳しく、かつ豊かな自然から、人間と自然とが共存すべき機能を理解するとともに、自然のあり方を考え、環境問題への意識を啓発することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月17日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
阿智ショッピングタウンピア
下伊那郡阿智村大字駒場426ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
阿智村共同店舗事業協同組合
下伊那郡阿智村大字駒場426
- 変更しようとする事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	午前9時	午後8時
(有)ファッションピア	午前9時30分	
(株)ピアツカダ		
鈴木毅		
折山登		
中塚日出男		
(有)ほていや薬局		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)キラヤ	午前9時	午前0時
(有)ファッションピア	午前9時30分	午後9時
(株)ピアツカダ		
鈴木毅		
折山登		
中塚日出男		
(有)ほていや薬局		

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時から 午後8時30分まで	午前8時から 午前0時30分まで
2		午前8時から 午後9時まで
3		午前8時から 午前0時30分まで

- 変更年月日
平成17年3月20日
- 届出年月日
平成17年1月26日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県下伊那地方事務所商工雇用課
- 縦覧の期間
平成17年2月17日から平成17年6月17日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月17日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ノジマ松本平田店・ツルヤ平田店
松本市平田区画整理16街区ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ノジマ
神奈川県相模原市横山1-1-1
(株)ツルヤ
小諸市大字和田483-8
- 変更しようとする事項

- 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
273台	297台

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
28か所	30か所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成17年2月10日
- 5 届出年月日
平成17年1月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年2月17日から平成17年6月17日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年2月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 真田店
小県郡真田町大字本原614-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
前 澤 安 子	午前10時	午後7時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
前 澤 安 子	午前10時	午後7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前7時30分から 午後11時30分まで	24時間
2	午前7時30分から 午後8時まで	午前7時30分から 午後8時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前7時から 午後6時まで	午前7時から 午後6時まで
2	午前6時から 午前8時まで	午前5時から 午前8時まで

- 4 変更する年月日
平成17年4月1日
- 5 届出年月日
平成17年1月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年2月17日から平成17年6月17日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成17年2月17日

長野県知事 田中康夫

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成17年 1月7日	平成17年 1月11日 から平成 23年1月 10日まで	長野県第875号	生石灰	90生石灰	アルカリ分 90.0% その他の規格 該当なし。	ワケイケミカル有限会社 埼玉県越谷市南越谷3 丁目3番地18号
平成17年 1月7日	平成17年 1月11日 から平成 23年1月 10日まで	長野県第876号	生石灰	95生石灰	アルカリ分 95.0% その他の規格 該当なし。	ワケイケミカル有限会社 埼玉県越谷市南越谷3 丁目3番地18号
平成17年 1月7日	平成17年 1月11日 から平成 23年1月 10日まで	長野県第877号	生石灰	100顆粒苦土生石灰	アルカリ分 100% く溶性苦土 30.0% その他の規格 該当なし。	ワケイケミカル有限会社 埼玉県越谷市南越谷3 丁目3番地18号

農業技術課

公告

御牧ヶ原台地土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年2月17日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

理事

新任

氏名	住所
小林 義徳	東御市御牧原732番地
小林 宣夫	東御市御牧原1016番地
小松 宗和	東御市下之城87番地
関 義巳	東御市下之城150番地
渡辺 寿雄	東御市下之城640番地3
大塚 計一	東御市下之城795番地
松田 千里	小諸市大字大久保2426番地210
加藤 啓一	北佐久郡望月町大字印内187番地4
笠井 喜七	北佐久郡望月町大字布施8番地231

重任

氏名	住所
直井 太郎	東御市大日向676番地
塩入 武彦	北佐久郡望月町大字印内564番地43
篠原 永雄	北佐久郡浅科村大字八幡1093番地2
山浦 俊寿	小諸市大字山浦575番地

退任

氏名	住所
真山 高德	北佐久郡望月町大字望月236番地
金井 禧忠	北佐久郡望月町大字印内285番地
吉井 晃一	東御市御牧原866番地
成沢 誠一	東御市御牧原867番地

渡辺 富久多	東御市下之城23番地
田中 幸一	東御市御牧原3191番地
倉沢 静男	東御市下之城741番地2
中山 一善	東御市下之城792番地2
中田 重雄	小諸市大字大久保2426番地

監事

新任

氏名	住所
高橋 信好	北佐久郡望月町大字望月1455番地3
井出 進一	東御市下之城262番地

重任

氏名	住所
寺尾 波雄	北佐久郡浅科村大字蓬田96番地2

退任

氏名	住所
酒井 利忠	東御市御牧原2402番地
笠井 喜七	北佐久郡望月町大字布施8番地231

土地改良課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、北信労政事務所ほか378機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成17年2月17日

長野県監査委員 樽川通子
同 丸山勝司
同 東方久男
同 木下茂人

平成16年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施方針

監査は、平成16年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令、規則に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているのか、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査を実施しました。

2 監査の対象年度

監査は、平成15年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 監査の対象機関及び実施期間

監査は、平成16年4月から12月までの間に、全対象機関379機関（普通会計361機関、企業特別会計18機関）について実施しました。

4 監査の実施状況

(1) 普通会計の実施機関（361機関）のうち、152機関については実地監査を、209機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	73	69	4
現地機関	288	83	205
計	361	152	209

(2) 企業特別会計の実施機関（18機関）のうち、9機関については実地監査を、9機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	5	5	0
現地機関	13	4	9
計	18	9	9

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果をふまえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書及び主要事業説明書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果をふまえ、提出された監査調書及び主要事業説明書等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

5 監査委員の意見

監査の結果に関する報告に添えて提出する主な意見は次のとおりです。

(1) 各部局に共通する意見

ア 組織

- ・多岐にわたり変化する事業に組織が充分対応できていない状況が見受けられます。組織と仕事の整合性がとれなくなっています。県は平成18年度に現地機関を含む抜本的な改正を行うとしていますが、十分な検討を求めます。

イ 予算の流用

- ・予算の流用については、これをみだりに行うことは適切でなく、真にやむを得ないものに限るべきであり、予算の執行にあたっては計画的な執行に努め、特に政策に伴うものについては安易な流用は行わず、可能な限り補正予算の手続きを重視し、適時・適格な予算の執行を求めます。

ウ 予算の繰越

- ・予算の繰越については、土木部、農政部、林務部等の工事予算に多く見られ、総額で前年度より増加となっています。繰越は、当該年度中に事業を完了することができない場合の特例であり、安易な繰越はせず、極力年度内に執行できるよう一層の努力を求めます。

エ 業務委託契約

- ・業務委託契約については、随意契約から競争入札等に移行してきており、透明性、公平性等の確保が図られつつありますが、さらに抜本的な見直しを行い、随意契約は必要最小限にとどめるように努めるとともに、その発注方法や委託料の算定にあたっては徹

底した検証を行い、競争性、公平性、透明性を高めるよう一層の努力を求めます。

オ 補助金

- ・補助金の執行状況については、限られた財源を有効に活用するため積極的な事務事業の見直し等が行われる中で努力の跡が見られますが、所期の目的を達成した事業や社会的ニーズの薄れている補助金については、廃止・縮小等の改善を行うとともに補助金の透明性を確保するために補助事業者の事業内容や決算状況等の情報公開を求めます。

カ 収入未済

- ・県税、県営住宅使用料、各種貸付金において、多額の収入未済が発生しています。徴収事務の一元化、アウトソーシング等効率的、合理的な徴収・納入方法を検討するとともに収入未済の解消について一層の努力を求めます。

(2) 各部局ごとの意見

ア 経営戦略局

- ・今年度の事業執行の中で、計画部門としての経営戦略局と執行部門である担当部局との連携がスマートでない事業が見受けられました。事業主体は何処にあるかを明白にして、事業を執行することを求めます。
- ・残業の削減については、十分な実績がでていようには見えません。数値目標を明確にした具体的な対策を求めます。

イ 危機管理室

- ・個々の災害(地震、風水害等)を想定した個別の危機管理体制(組織)が具体的に構築されていますが、有事の際に機能するよう再度の検証を求めます。

ウ 企画局

- ・財政改革推進プログラムがより効率的に推進され、不要不急の事業が遂行されることのないように政策評価の充実を強く求めます。
- ・現行のコンピューター利用環境をみると、情報処理部門と利用部門が分離されていない等内部統制(インターナルコントロール)が脆弱な組織になっています。長野県全体を統括する情報管理責任者(チーフ・インフォメーション・オフィサー)の設置を求めます。
- ・しなの鉄道経営健全化対策事業は、長野県全体の公共交通網整備の全体計画の中で計画的な実施を求めます。
- ・長野県土地開発公社の経営改善、保有土地の処理等について、商工部と協力して当事者能力を発揮することを求めます。

エ 総務部

- ・県有財産の中で不用な土地、遊休施設等が各部局ごとに見受けられます。県全体の状況を調査、掌握し、売却等適正な処置を早急に実施することを求めます。

オ 社会部・衛生部

- ・両部の組織を横断して行なう事業がたくさんあります。連絡を密にして対応することを求めます。
- ・福祉は終わりのない事業です。「福祉・医療」は県として重点投資分野であります。聖域なくその効果、必要性を十分検証して実効性のある支援に心がけてください。代替手段が整備される等使命を終えた事業、効果の薄い事業は、やめる勇気を求めます。
- ・病院事業会計は単年度黒字化しましたが、一般会計から60億余円が投入されての結果です。現場で働く職員の士気向上に配慮しつつ、現下の厳しい財政状況を踏まえ、当該一般会計の負担金のあり方について再検討を求めます。

カ 生活環境部

- ・京都議定書に基づき長野県地球温暖化防止県民計画が策定されていますが、産業、運輸、民生等の各分野別に具体的な目標を設定するとともに、実施主体別の行動計画の策定を求めます。
- ・廃棄物、特に産業廃棄物対策については、県外流出量が県内流入量を大きく上回る状況が続いており、産業廃棄物処理は喫緊の課題であり、速やかに具体的な対策を実施することを求めます。
- ・文化行政が教育委員会と生活環境部で所管されています。文化振興の視点から、組織として何処が担うことが適当なのか、窓口の一本化を含め再検討を求めます。

キ 商工部

- ・本県経済の活性化を図るためには牽引役である産業の活性化が急務であり、それを実現するための明確なビジョンが必要です。早急に県民の前にビジョンと目標を示し、目標達成に向けた積極的な施策の展開を求めます。
- ・各試験場の成果を、実験のための実験、開発のための開発に終わらせることなく社会に還元することができるようなプロモート体制が必要です。さらにその管理運用体制の検討、整備を求めます。
- ・長野県土地開発公社が保有している県営工業団地について、商工部として活用を図るために、積極的、意図的な誘致対策を求めます。

ク 農政部

- ・園芸王国づくり推進事業を毎年実施してきましたが、平成5年度まで全国1位だった園芸作物の生産額は4~5位に低迷しています。本事業の状況を精査して「1位奪還」等の具体的な成果を求めます。
- ・各試験場では、信州サーモン、サマープリンセス、南水等の具体的な成果がでています。これらの成果を具体的に本県農業の活性化のために活かせるよう普及に努めるとともに、消費者へ積極的なPRを行う等ブランド戦略の再構築を求めます。

ケ 林務部

- ・社団法人長野県林業公社は、巨額の累積債務を抱える上に、材木価格の低迷により資産評価額が下落する等極めて厳しい財務状況